

料金改定の内容

4月からの水道料金は、下記【表3】のとおり、メーター使用料を廃止するとともに、「家事用」「団体用」「営業用」などの用途区分から「家事用」「家事用以外」の2区分にし、メータ一口径ごとに基本料金を設定する料金体系に変更します。また、超過料金は、用途区分による違いを設けず、統一した料金とします。なお、料金減免世帯への減免は継続して行っています。

現行の水道料金表(1ヶ月・税込額)

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1m³につき)
家事用	8m³	1,826円	275円
団体用	15m³	4,438円	319円
営業用	15m³	4,438円	341円
工業用	50m³	13,458円	291円
浴場用	100m³	13,458円	203円
臨時用	1m³につき	808円	



メーター使用料

メータ一口径	使用料金
13mm	220円
20mm	264円
25mm	269円
30mm	363円
40mm	396円
50mm	2,552円
75mm	2,931円

廃止

【表3】改定後の水道料金表(1ヶ月・税込額)

用途	基本水量	メータ一口径	基本料金	超過料金 (1m³につき)
家事用	8m³	13mm	2,750円	
		20mm	3,157円	
		25mm	3,630円	
		30mm	4,950円	
		40mm	6,336円	
		50mm	10,340円	
		75mm	17,391円	
家事用以外	15m³	13mm	5,280円	341円
		20mm	5,687円	
		25mm	6,160円	
		30mm	7,480円	
		40mm	8,866円	
		50mm	12,870円	
		75mm	19,921円	
臨時用	1m³につき			1,056円

水道料金の計算方法例(メータ一口径13mmで1ヶ月20m³を使用した場合の比較)

<現行の使用料>

- ・基本使用料(8m³まで) 1,826円
- ・超過使用料(8m³超過分) 275円×12m³ 3,300円
- ・メーター使用料 220円

計5,346円

<改定後の使用料>

- ・基本使用料(8m³まで) 2,750円
- ・超過使用料(8m³超過分) 341円×12m³ 4,092円

計6,842円

改定後 6,842円 - 現行 5,346円 = 1,496円 が増額となります。

4月から水道料金を改定します

水道事業は、快適な暮らしや良好な水環境を保つため、みなさんの水道料金などで運営しています。今月は、令和8年4月からの水道料金の改定内容と本市の水道事業の現状についてお知らせします。

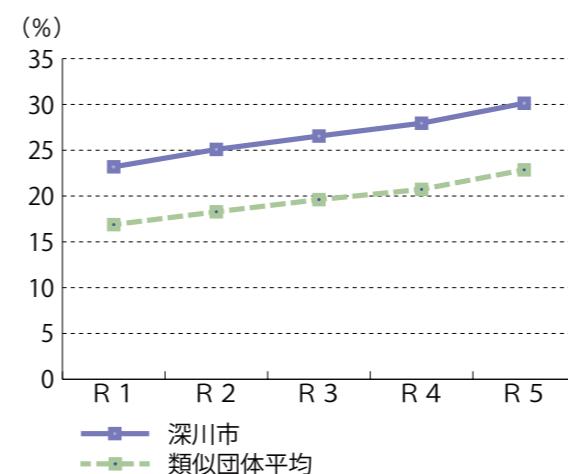
水道事業の現状

水道は、生活に欠かすことのできないライフラインです。本市には約370kmの水道管や配水池などの多くの施設があり、それらを計画的に更新していく必要があります。本市の水道料金は、事業の健全な経営について調査審議する「深川市上下水道経営審議会」に意見を聞きながら、将来にわたり事業を安定的に経営していくため、5年に一度料金の見直しを行っています。

【表1】や節水機器の普及などに伴う水道料金収入の減少に加え、北空知広域水道企業団からの水の購入費の値上げが実施されるほか、水道施設の老朽化【表2】が進んでおり、災害に備えた更新や耐震化を着実に進める必要があります。現在の水道料金のままでは財源が不足し、事業の継続が困難になると判断したため、水道料金を改定することになりました。

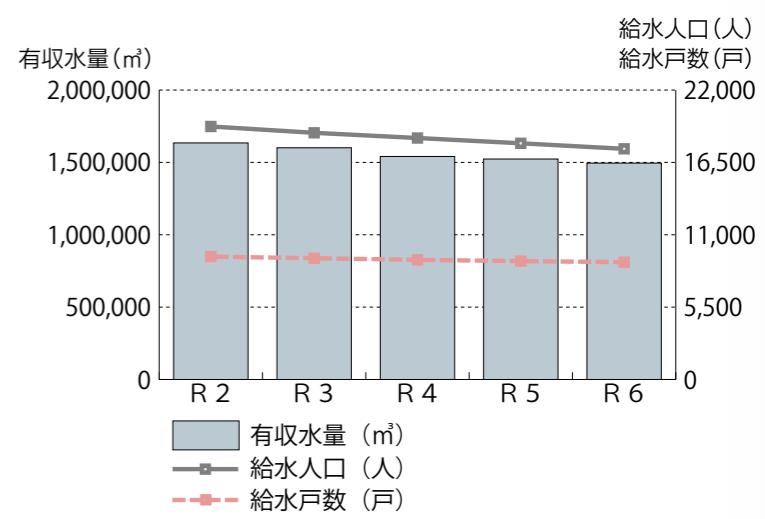
将来にわたって安全で安心な水を安定的に供給するため、引き続き水道事業の健全な経営に努めますので、今後も本市の水道事業への理解と協力をお願いします。

【表2】管路経年化率*



*法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合を表す指標

【表1】給水人口(戸数)と有収水量の推移



水道の届け出はお早めに!!

3月・4月は、引っ越しの多い時期です。住所が変更になる場合や入院などで一時的に水道を使用しない場合は、水道の開栓・閉栓の届け出が必要です(電話連絡でも可)。

なお、開栓・閉栓の届け出により基本料金が変更になる場合があります(使用期間が検針日より15日以内の場合は、基本料金が半月分となります)。

新料金の適用開始時期

4月1日付で料金表を改定し、5月検針分より新料金を適用します。

